

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

(凡例)

法：金融商品取引法

令：金融商品取引法施行令

開示府令：企業内容等の開示に関する内閣府令

開示ガイドライン：企業内容等の開示に関する留意事項について

I. 条件決定に係る訂正目論見書の特例

	コメントの概要	金融庁の考え方
1	開示府令第14条の2第1項第3号の規定では、ウェブサイトを通じて直接閲覧する手段を有しない投資家に対しても、募集等に係る有価証券を取得するためにはウェブサイトの「閲覧」を条件とすることとなるので、「閲覧」に代わる手段も認めるべきである。 閲覧に代わる手段としては、当該投資家の利便性の観点から、発行価格等の決定に係る情報を電話により提供する方法（音声ガイダンスの方法による場合等を含む。）やウェブサイトの内容をプリントアウトした書面の交付、ファックス送信、郵便・メール便による送付等の方法も考えられるのではないかと考えられる。 こうした方法によって投資家が情報を入手した場合も今般の新設規定が適用されるよう所要の手当てを行うべきである。 開示府令第14条の2第1項第3項では、発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする販売証券会社等のホームページ等に発行条件を記載する方法を採る場合は、電話等により当該ホームページ等を閲覧したことを確認しなければならないとされているが、販売証券会社等が投資者に電話等で伝えるべき事項は発行価格等の条件であって、ホームページを閲覧したことを確認することではないと考えられる。条文中の括弧書き部分を削除するか、発行価格等を伝えることを、例えば「相手方に発行価格等を電話その他の方法により知らせる場合に限る」のようにすべきであると考えられる。 開示府令第14条第1項第1号と第2号では、2以上の日刊紙又は日刊紙及びホームペ	開示府令第14条の2第1項第3号の規定は、募集等に係る発行価格等の条件が決定された後、直ちに約定することを可能とする観点から、発行価格等に係る訂正目論見書の交付に代わる当該発行価格等の公表方法として、 ① 発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者（販売証券会社等）のホームページに掲載するとともに、 ② 投資者が確実に発行価格等の情報を入手した上で投資判断を行うことを担保する観点から、販売証券会社等が電話、電子メール等の方法により、投資者が発行価格等の情報を入手した旨を直接、投資者に確認するという方法を追加するものです。 発行価格等の情報の提供方法は、投資者が発行価格等の情報を確実に取得することが可能な方法である必要がありますが、必ずしも発行者等のホームページに掲載する方法に限定する趣旨ではなく、ご指摘のように、口頭による説明、電話での音声案内、ファックス送信等による方法も認められるものと考えられます。 このため、発行価格等の情報の提供方法については、上記の方法によることも可能である旨を明確化するため、開示府令第14条の2第1項第3号等の規定（案）を修正するとともに、「企業内容等の開示に関する留意事項について」（開示ガイドライン）においてその具体的方法を例示することとします（開示府令第14条の2第1項第3号等、開示ガイド

	ージ等への掲載を求めているのみであり、投資者が当該記載を閲覧したことの確認までは求めている。新設の第3号の規定においても、投資者に対して発行価格等が正しく伝えられることこそが重要であり、販売証券会社等による閲覧確認は不要であると考えられる。閲覧確認を義務付けるとすると、新設規定の方が従来規定より金融商品取引業者にとって実務上の負担が重いこととなり、あまり利用されないことも考えられる。 発行価格等の公表方法については、金融商品取引法第15条第5項の規定により、約定時点までに交付されている目論見書に記載されているので、投資者が金融商品取引業者から告げられた発行価格等を確認することは容易であると考えられる。また、金融商品取引業者が投資者に対して発行価格等を伝えないまま売付けの勧誘を行い、有価証券を取得させることは考えづらい。	ライン15—5)。 なお、今般の改正では発行価格等の情報を発行者及び販売証券会社等のホームページに掲載する方法を追加することになりますが、インターネットを利用していない等、当該ホームページを閲覧することが困難な投資者について、当該ホームページを閲覧する方法以外の上記の方法により発行価格等の情報を入手した上で投資判断を行ったものである旨を確認する必要があることから、販売証券会社等が電話、電子メール等の方法により、投資者が発行価格等の情報を入手した旨を直接、投資者に確認することを要件とするものです。
2	投資者が電子計算機を所有していない、若しくは操作ができない、又は投資者の所有する電子計算機が障害を起こしている場合における発行価格等の情報の提供方法として、当該情報をプリントアウトした書面のハードコピーを渡す方法（対面による手渡し、ファックス送信、電子メールの送信等）や電話で当該情報を読み上げるという方法も認められるという理解でよい。	貴見のとおりと考えられます。
3	販売証券会社等が、発行価格等の情報を記載した書面を電子メール、ファックス（電子交付に該当するファックス機の場合のみ）等の方法により投資者に提供する場合、事前に投資者から電子交付に係る承諾書を受領しておく必要があるか。	投資家が公表事項に係る情報を取得させる方法として、電子メール等の電子交付の方法も含まれるものと考えられます。これらの方法は、あらかじめ、発行価格等の条件等が記載されていない目論見書（有価証券届出書）に記載しておかなければならず、この電子交付に際して、事前に投資家から承諾書を受領しておくことは必要ではないと考えられます。
4	発行者及び販売者の両者によるウェブサイトを通じた公表を要件とした場合、何れかのウェブサイトに関覧可能でない期間が生じたときには、開示府令第14条の2第3項に規定する条件を満たさないこととなる。販売者	今般の改正案では、発行価格等の情報を発行者及び販売証券会社等の双方のホームページに掲載することを求めることとしており、仮に、いずれかのホームページの閲覧ができない期間が生じた場合でも、他方のホームページを閲覧することは可能です。同時に双方

	においてこのような事態を防止しようとする場合、発行者のウェブサイトが常に閲覧可能な状態にあることを監視するなどの対応が新たに必要となり、実務上、多大な負担と相当な困難を伴うことから、発行者及び販売者がこの公表方法を採用することに抑制的になるのではないか。	のホームページの閲覧ができなくなることはほとんどないものと考えられます。 いずれにしても、発行者及び販売証券会社等のホームページを閲覧する方法の場合には、販売証券会社等が電話、電子メール等の方法により、投資者が発行価格等の情報入手した旨を直接、投資者に確認することを要件としていますので、投資者保護上、問題はないものと考えられます。 なお、当初はホームページの閲覧は可能であったにもかかわらず、やむを得ない事由により閲覧ができなくなったと認められる場合については、条件を満たしていないとは判断しないことが適当であると考えられます。
5	有価証券の募集又は売出しに係る販売証券会社等が複数あり、発行価格等の情報を発行者及び販売証券会社等のホームページに掲載する方法を採る場合において、当該発行価格等の情報はどの販売証券会社のホームページに掲載すればよいのか。販売証券会社等のうち1社のみのホームページに掲載することによいか。	発行価格等の情報は、基本的には、主幹事会社のホームページに掲載することが考えられます。 なお、投資者が当該情報を取得する機会を十分に確保するという観点からは、すべての販売証券会社等のホームページに掲載することも考えられます。
6	発行価格等の情報は発行者及び販売証券会社等のホームページに掲載することとされているが、発行者が外国会社である場合には、有価証券届出書の提出等についての権限を有する代理人のホームページへの掲載を認めてほしい。	発行価格等の情報をホームページに掲載する場合には、投資者保護の観点から、日本語により掲載する必要があります（有価証券届出書、目論見書等の発行開示書類の英文開示は認められていません。）。 一方、発行者が外国会社（会社以外の者を含む。）である場合には、当該外国会社のホームページに日本語による発行価格等の情報を掲載することが必ずしも容易ではないものと考えられます。このため、ご意見のとおり、発行者が外国会社である場合には、発行価格等の情報をその代理人のホームページに掲載することができることとします。 具体的には、発行者である外国会社である場合には、当該発行者のホームページでの掲載に代え、有価証券届出書の届出に関する一切の行為について当該発行者を代理する権限を有し、また、有価証券届出書でその氏名又は名称が開示される代理人のホームページへの掲載を認めることとし、規定案を修正いたします（開示府令第14条の2第1項第3号等）。

7	開示府令第14条の2第1項第3号と同項第1号又は第2号を併用し、日刊新聞紙が掲載される前までは、同項3号による対応を行い、日刊新聞紙が掲載された以降は同項第1号又は第2号による対応を行うことも事前に併用する旨を目論見書に記載することにより可能という理解でよい。	訂正目論見書の交付に代わる発行価格等の情報の公表方法は、開示府令第14条の2第1項各号に規定していますが、これらはそれぞれ独立した公表方法を規定したものです。 同項第3号と第1号又は第2号との併用した場合には、発行者等のホームページを閲覧した投資者と新聞公告を見た投資者を区分することができず、電話等により発行価格等の情報を入手した旨を確認しなければならない投資者を特定することは困難であると考えられ、投資者に無用の混乱を生じさせるものと考えられます。 したがって、同項第3号と第1号又は第2号とを併用することは認められないものと考えられます。
8	開示府令第14条の2第1項各号（発行価格等を日刊紙公告やインターネット開示により公表する方法）については、法第15条第4項本文の規定（発行価格等を訂正目論見書を交付することにより公表する方法）と併用可能である旨を確認させて頂きたい。	訂正目論見書の交付に代えて、発行価格等の情報をホームページ等により公表する場合には、その旨及びその公表の方法を当初の目論見書に記載した上で、当該方法により発行価格等を公表することになります。したがって、発行価格等の公表は当該方法のみによることとなりますが、その一方で訂正目論見書が交付されるということになれば、投資者に無用の混乱を生じさせるものと考えられることから、開示府令第14条の2第1項各号と法第15条第4項本文の規定による方法を併用することはできないものと考えられます。 ただし、投資者の要請により、販売証券会社等が発行価格等を記載した書面を交付することまでを禁止するものではありません。 また、訂正内容が発行価格等でない場合にあっては、当該訂正事項に係る訂正目論見書を交付しなければなりません。
9	今回の改正案に係る当該訂正届出書の提出日にその届出の効力が生じた場合、安定操作取引可能期間の開始の起点はその効力が生じた時点からという理解でよい。	ご意見の趣旨が明確ではありませんが、安定操作は、その募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格等が決定されていないときは、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各金融商品取引所がその規則に定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格等の通知を受ける日までは、安定操作を行ってはならないとされています（令第22条第3項）。 仮に、訂正届出書の効力が発生しており、かつ、同日に今般の改正に係る公表方法が行われている場合には、同日から有価証券を募

		集又は売出しにより取得させ、又は売付けることが可能となります。 また、同日に発行価格等の通知が金融商品取引所になされている場合には、同日から安定操作を行うことが可能であると考えられます。
10	今般の開示府令第14条の2第1項第3号による方式の導入に伴い、開示府令第14条の2第1項を利用した訂正目論見書の公表方法の利用が一層促進されると発行価格等の決定から申込み、更には受渡しまでの期間短縮が可能となり、投資家にとって期間リスクが軽減される効果が生じるが、第14条の2第1項による方式は法第15条第5項及び開示府令第9条第1項第1号に規定される発行価格等及びそれに連動する事項のみの訂正についてのみ認められているところである。 新規公開時や国内同時募集時における第14条の2第1項による利用を促進するために、発行価格等に連動する事項として、例えば、次の事項を認めてほしい。 (1) 新規公開における条件決定理由等 (2) 国内外同時募集を行う場合の海外募集又は売出し株式数・海外募集又は売出し金額等 (3) オーバーアロットメントによる売出しが実施されない場合のオーバーアロットメントによる売出しに係る事項 等	一般論として、発行価格等に含まれる事項は、発行価格等の決定に伴い、当然に連動して訂正されることが予定されている事項をいうものと考えられます。 どのような事項が、発行価格等に連動する事項に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 なお、貴重なご意見として参考にさせていただきます。

Ⅱ. 新規公開用有価証券届出書における四半期情報の開示

	コメントの概要	金融庁の考え方
11	当該改正案の経過措置はどのようなものか。今回の改正により第二号の四様式には四半期財務諸表の記載が求められることとなるが、改正前の第二号の四様式において中間財務諸表の記載が求められていたため、改正前の開示府令に従って中間財務諸表の作成及び中間監査の準備を行っている会社に対しては	ご指摘を踏まえ、半期報告書を提出しなければならない会社が、施行日から1年の間に開始する有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に係る第二号の四様式による有価証券届出書を提出する場合には、改正後の第二号の四様式記載上の注意(10-2)から(10-5)までの規定による記載をせず、従来どおり中間財務諸表を記載した有価証券届出書

	従前の様式での提出を可能としてほしい。	を提出することができる旨の経過措置を設けることといたします（附則第3条）。
12	第二号の四様式記載上の注意(10-3)b(a)等において「(10-2) ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く」とあるが、これは、(10-2) ただし書は四半期連結会計期間終了後提出期間前においても適用が可能であるという理解でよい。例えば、第2四半期末日後45日以内に第2四半期連結財務諸表を連結貸借対照表の後に記載し、レビュー報告書を添付することが可能であるか。	第二号の四様式に限らず、第二号様式、第七号様式においても、四半期会計期間終了後提出期限を経過する日前であっても当該四半期会計期間に係る四半期財務諸表又は四半期財務諸表（以下「四半期連結財務諸表等」という。）の記載ができることとなった場合には、「経理の状況」の「連結財務諸表」又は「財務諸表」として、当該四半期財務諸表等を記載すべきものと考えられます。 この趣旨を明確化するため、規定を修正いたします（開示府令第二号様式記載上の注意(61)、同記載上の注意(68)等）。
13	半期報告書を提出する継続開示会社が第3四半期末日後45日以内に新規上場のための有価証券届出書を提出する場合は、半期報告書のために中間財務諸表の作成が、有価証券届出書のために第2四半期財務諸表の作成が求められるため過度の事務負担を強いることにならないか。この場合、未上場の継続開示会社が任意で四半期報告書を提出することにより、半期報告書の提出義務が免除され、四半期財務諸表と中間財務諸表を同時に作成することは避けられるが、任意で四半期報告書を提出した場合には、その後は引き続き四半期報告書を提出しなければならないという考え方があるため（貴庁平成20年7月29日公表「四半期報告書の作成・提出に際しての留意事項について(平成20年6月第1四半期版)」）、当該会社が任意で四半期報告書を提出することは考えにくい。従って、上場準備のために任意で四半期報告書を提出した会社が、上場を達成できなかった場合については、半期報告書提出会社に戻ることができるという措置をとることはできないか。	半期報告書を提出しなければならない会社が、法第24条の4の7第2項の規定により四半期報告書を提出する場合には、投資家に対する比較可能性を担保する観点から、 ① その事業年度の第1四半期会計期間に係る四半期報告書から提出すること、 ② 四半期報告書を提出した場合には、当該四半期報告書に係る四半期会計期間の翌四半期会計期間以後も継続して四半期報告書を提出すること、 が必要であると考えられます。 他方で、四半期報告書を提出する会社が半期報告書を提出する会社に戻ることに正当な理由があり、かつ、投資家に対する比較可能性が担保されている場合には、四半期報告書を提出する会社が半期報告書を提出する会社に戻ることも許されるものと考えられます。 例えば、半期報告書を提出しなければならない会社が法第24条の4の7第2項の規定により四半期報告書を提出した場合であっても、当該会社が金融商品取引所に上場又は認可金融商品取引業協会に登録しようとする会社であって、金融商品取引所に上場または認可金融商品取引業協会に登録することができなかった場合であるときに、四半期報告書を提出している事業年度の翌事業年度以後に半期報告書を提出する会社に戻ることは許されるものと考えられます。 上記の趣旨を明確化するため開示ガイドラインの規定を修正いたします（開示ガイドライン24-4-7-4、24-4-7-5）。

14	開示ガイドライン24の5-4において「第2四半期会計期間に係る四半期報告書を提出した場合は、」とあるが、これは、第1四半期報告書を提出していない場合でも、第2四半期報告書の提出が可能であるという理解でよい。また、非上場の継続開示会社が任意で四半期報告書を提出する場合もこのような取扱いが許されるのか。	上記13の回答をご参照ください。
15	開示ガイドライン24の5-4について、任意で第2四半期報告書を提出する場合には、第2四半期報告書は法定期限内に提出しなければならないという理解でよい。	貴見のとおりと考えられます。
16	開示府令第七号様式において国内国外いずれにも上場していない外国会社は半期報告書提出会社となり、当該外国会社が新規上場の際に提出する有価証券届出書には中間財務書類の記載が求められることとなるが、上場後には四半期財務書類の作成が義務付けられることを鑑み、当該外国会社については、有価証券届出書に中間財務書類又は四半期財務書類のどちらかを選択して記載することができるという措置をとることはできないか。	ご意見を踏まえ、外国会社が新規上場のために開示府令第七号様式の有価証券届出書を提出する場合、その提出時期により、中間財務書類又は四半期財務書類のいずれかを選択して記載することができる旨を規定することとします（開示府令第7号様式記載上の注意（53）c）
17	開示府令第二号様式記載上の注意（62）ただし書きでは、四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期会計期間・四半期累計期間の両方の損益計算書を記載するとされており、特に例外規定は設けられていない。 一方で、開示府令第四号の三様式記載上の注意（24）ただし書では、第1四半期連結会計期間の場合及び特定事業会社における第3四半期連結会計期間の場合には、当該四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書の記載は不要（累計期間に係るもののみの記載で可）、とされ、また第四号の三様式記載上の注意（32）なお書では、特定事業会社の第2四半期連結会計期間については、中間連結損益計算書は「財務諸表」に、第2四半期のみの財務情報は「その他」に記載すると定められている。 両様式の「記載上の注意」を比べると、有	ご意見を踏まえ、開示府令第二号様式における取扱いを第四号の三様式に統一することとします（開示府令第二号様式記載上の注意（61）c、同記載上の注意（62）等）。

	価証券届出書での四半期財務諸表と四半期報告書での四半期財務諸表との間で、取扱いがことなるものがあるので統一すべきと考える。 特定事業会社の第3四半期会計期間情報は、開示府令第四号の三様式記載上の注意(26) d・(31) dで「その他」の項への記載が求められているため、作成すること自体には特段の支障はないが、有価証券届出書の場合、財務情報を「損益計算書」の項に記載することと「その他」に記載することとは、公募・売出し時のコンフォート・レターの作成にあたり、重要な手続き上の違いがあるため、記載の方法を統一すべきと考えられる。	
18	開示府令第二号の四様式記載上の注意(10-2) aは、第二号様式(61) a等と同様に「第1四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日の前日までの期間」とすべき。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします(開示府令第二号の四様式記載上の注意(10-2) a)。
19	有価証券届出書を提出し、各四半期の期末に日を跨いで上場のための増資日程が組まれる場合、記載上の注意(10-3)による訂正届出書は必ず必要となるのか。あるいは、開示ガイドライン7-3③が適用され、第2四半期に係る財務諸表若しくは概要が公表出来る状態になった場合のみ訂正を出すということか。	各四半期会計期間の期末日を跨いで増資日程が組まれている場合、開示府令第二号の四様式記載上の注意(10-3) bに規定する業績の概要を記載することが可能となった時点において、記載上の注意(10-3) bに係る訂正届出書を提出することが必要であると考えられます。 さらに、増資日程中に四半期連結財務諸表等の記載が可能となった場合には、それが四半期会計期間終了後提出期限を経過する日の前であっても当該四半期連結財務諸表等に係る訂正届出書の提出が必要であると考えられます。
20	第二号の四様式記載上の注意(10-3) bの規定では、「・・・(10-2)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。」「・・・」とあるが、「(10-2)ただし書により」とすると、第二号の四様式記載上の注意(10-2)での期間も含んだ表現になり、矛盾が生じるのではないと思われる。「当該3箇月に係る四半期連結貸借対照表」などの表現の方が望ましいのではないか。	ご意見の趣旨が明確ではありませんが、第二号の四様式記載上の注意(10-3) bは、四半期会計期間終了後提出期限前であっても当該四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表等の記載ができることとなった場合には、「経理の状況」の「連結財務諸表」又は「財務諸表」の欄に、当該四半期財務諸表等を記載すべきものと考えられるところ(上記回答12参照)、このような四半期連結財務諸表等の記載が「連結財務諸表」又は「財務諸表」の欄に記載された場合には、「その他」欄において業績の概要を記載する必要がないこと

		を規定したものです。
21	開示府令第二号の四様式における「経理の状況」に関する記載上の注意は、貸借対照表についての項目だけが記載されていますが、損益計算書やキャッシュ・フロー計算書等は、第二号様式記載上の注意に準ずる記載を行うという理解でよい。	貴見のとおりと考えられます。
22	以下の①・②のいずれの場合であっても、開示ガイドライン24の4の7-3を当てはめると、第2四半期会計期間に係る四半期報告書を提出する場合には該当しないため、開示ガイドライン24-5-4ただし書の適用は受けませんが、一方でいずれも第二号の四様式による有価証券届出書を提出していれば、かつこ書の適用を受けて、半期報告書の提出は不要という理解でよい。 ① 第2四半期の後半に届出書を提出し、第3四半期中に上場した場合 ② 第3四半期中に届出書を提出し、第3四半期中に上場した場合、 開示ガイドライン24の5-4に「開示府令第二号の四様式・・・による有価証券届出書を提出していない場合に限る。」とあるが、これは、第二号の四様式の有価証券届出書を提出した場合にはその届出書の提出時期を問わず半期報告書提出義務がなくなるとの理解でよい。	開示ガイドライン24-5-4は、半期報告書を提出しなければならない会社が、当該会社の事業年度の開始の日から6月を経過した日から起算して3月以内の期間に株券等を上場又は店頭登録した場合には、開示府令第二号の四様式によって第2四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表等記載している場合又は法24条の4の7第2項の規定により任意に第2四半期会計期間に係る四半期報告書を提出している場合を除いて、半期報告書の提出が必要であることを明らかにした規定です。 したがって、①②の場合であっても、開示府令第二号の四様式において第2四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表等の記載がなされていなければ、半期報告書の提出は必要となります。 上記の趣旨を明確化するため、規定を修正いたします（開示ガイドライン24-5-4）。
23	内国会社が新規上場時に使用する有価証券届出書（開示府令第二号の四様式）では、中間連結財務諸表ではなく、第2四半期連結財務諸表の記載のみが求められている。また、開示ガイドライン24の5-4において、事業年度開始の日から6月を経過した日から3月以内に新規上場した場合（新規上場の際に第二号の四様式による届出書を提出した場合）には、当該事業年度に係る「半期報告書」の提出は要しないとされている。これに関して以下の3点につき確認したい。 ① 未上場の会社が、 イ 事業年度開始の日から6月以内にもしくは、 ロ 事業年度開始の日から6月を経過した日以後直ちに、	①のイの場合には、当該会社には半期報告書の提出義務があるため（法24条第1項、24条の5、開示ガイドライン24-5-3）、開示府令第二号の四様式によって第2四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表等を記載している場合（なお、四半期会計期間終了後提出期限前であっても、当該四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表等の記載ができることとなった場合には、四半期連結財務諸表等の記載すべきものとしています（上記12の回答参照）。）又は法24条の4の7第2項の規定により任意に第2四半期会計期間に係る四半期報告書を提出している場合を除いて、半期報告書の提出する必要があります。 ①のロの場合には、未上場の会社が継続開示会社ではない場合には、届出書を提出した

	第二号の四様式による「届出書」を提出して、第2四半期会計期間終了後提出期間内（45日以内）に新規上場した場合には、「半期報告書」も「第2四半期報告書」の提出も要しないと理解してよいのか、確認させていただきたい。 ② 未上場の継続開示会社が、当該事業年度の第2四半期会計期間終了後提出期間（45日）を経過した日以後に、第二号の四様式による「届出書」を提出して、（当該事業年度開始の日から9月以内に）新規上場した場合には、当該届出書に、第2四半期連結財務諸表が記載されるので、それをもって「半期報告書」の提出に代替され、上場日をもって「四半期報告書提出会社」に移行すると理解してよいのか。 ③ 未上場の継続開示会社が、事業年度開始の日から9月を経過した日以後に、届出書（第二号の四様式）を提出して新規上場した場合、当該届出書には、届出書提出に先立ち（当該事業年度開始の日から9月以内に）提出された「半期報告書」に記載された「中間連結財務諸表」はどこにも記載されないのか。この場合、 イ 未上場の継続開示会社については、第2四半期連結財務諸表に代えて、中間連結財務諸表による記載も可能なのか、もしくは、 ロ 当該届出書提出に先立ち「四半期報告書提出会社」に移行することを前提としている（義務付けている）のであれば、そのタイミングとして、第2四半期会計期間終了後提出期間内（45日以内）に、「第2四半期報告書」を提出しなければならないのか、その取扱いを明確化していただきたい。	事業年度に係る半期報告書を提出する義務はありません（開示ガイドライン24-5-3）。 他方、未上場の会社が継続開示会社である場合には、①のイの場合と同様の取扱いとなります。 ②の場合には、上場日をもって当該会社は四半期報告書を提出する会社となります。ただし、当該会社が四半期報告書提出会社となった場合であっても、開示府令第二号の四様式によって第2四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表等を記載している場合又は法24条の4の7第2項の規定により任意に第2四半期会計期間に係る四半期報告書を提出している場合を除いて、半期報告書の提出義務を負っているものと考えられます。 ③の場合には、第二号の四様式においては、第2四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表等（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表等）と事業年開始後9箇月間の業績の概要の記載が必要とされます（経過措置については、上記回答11を参照）。 なお、新規上場等のために、第2四半期報告書を任意で提出しておくのかは、発行者の個別のご判断によるものと思われます。
24	開示府令第二号の四様式記載上の注意（10-3）cでは、継続開示会社が四半期報告書を提出した場合に、最近連結会計年度（直前期）の各四半期連結会計期間「売上高」「税金等調整前四半期純利益（純損失）金額」「四半期純利益（純損失）金額」「1株当たり四半期純利益（純損失）金額」という連結損益計算書に関連する項目の金額の記載が求められることとなっている。	貴見のとおりと考えられます。

	継続開示会社が最近連結会計年度（直前期）の第1四半期から四半期報告書を提出していない場合には、最近連結会計年度（直前期）の各四半期の四半期財務諸表がないため、記載が困難であると思われる。記載可能な四半期から、すなわち、初めて四半期報告書を提出した当該四半期以降についてのみ上記4項目を記載するという理解でよい（(10-5)dについても同じ。）	
--	--	--